

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 施行条例の一部改正(案)に関する意見募集の概要

(本改正案については検討途中であり、今後変更する場合があります。)

改正に至る経緯

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（以下「条例」という。）は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとして、昭和39年8月1日に施行され、以来22回の改正がされています。

この度の風営法の改正に至る経過としては、近年、国民の生活様式の多様化が進み、ナイトライフの充実を求める国民の声が高まっていることや、ダンスに対する国民の意識が変化してきたことなどを踏まえ、

- ・ダンス自体に着目した規制を改め、客にダンスをさせる営業の一部を風営法から除外する
- ・特定遊興飲食店営業の制度を新設し、設備を設けて客に遊興（ダンスを含む。）をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を深夜において営むものを、許可制の下で認める
- ・風俗営業の延長営業時間の見直し
- ・ゲームセンターへの年少者の立ち入らせの規制の緩和

などについて、有識者会議等での議論を経て、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正風営法」という。）が、本年6月17日の通常国会で可決成立し、同月24日に公布され、その一部は同日から施行されています。

意見募集の項目

条例改正の中で、以下3項目についての意見募集をするものです。

論点1 特定遊興飲食店営業の営業を認める地域

論点2 風俗営業の延長営業時間

論点3 ゲームセンターへの年少者の立ち入らせ規制の緩和

特定遊興飲食店営業の営業を認める地域

趣 旨

改正風営法により新設された特定遊興飲食店営業の営業を、地域を定めて認める場合は、その地域を条例で指定することとなりました。

つきましては、特定遊興飲食店営業の営業を認める地域を条例で指定すべきか、また条例で指定する場合、三重県内のどの地域を指定すべきかについて意見を求めます。

- * 指定できる地域の基準は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する施行令で示されることとなっており、同基準に満たない地域は指定できない場合があります。

特定遊興飲食店営業とは

ナイトクラブその他設備を設けて、客に遊興（ダンスを含む。）をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を、深夜（午前0時から午前6時までの間）において営むものをいいます。

特定遊興飲食店営業は、許可制とすることにより、暴力団員等の不適格者や騒音・振動防止の基準を満たさない営業所を排除することとしています。

客に遊興をさせるとは

営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる場合をいいます。

具体的には、

- ① 不特定多数の客に歌、ダンス、ショー、演芸、映画その他の興業を見せる行為
- ② 生バンドの演奏等を客に聴かせる行為
- ③ のど自慢大会等客の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為

が客に遊興をさせることにあたります。

論 点 1

- 特定遊興飲食店営業の営業を認める地域を、条例で指定すべきか。
- 条例で地域を指定する場合、三重県内のどの地域を指定すべきか。

風俗営業の延長営業時間

趣 旨

風俗営業の営業時間は、原則として午前0時までです。例外として風俗営業のうち接待飲食等営業については、特別な事情のある地域として条例で指定し、午前1時までの延長営業を認めています（下記「午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある4地域」参照）。

改正風営法では、午前1時までの延長営業が廃止されたことから、改めて条例で延長を含め、営業時間を決める必要があることから、営業時間についての意見を求めます。

午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある4地域

現行条例では、風俗営業のうち接待飲食等営業につき、下記4地域での延長営業を認めています。

* 午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある4地域

（現行の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条の2）

- ① 四日市市西新地（市道西新地久保田線から北側及び東側の区域を除く。）、諏訪栄町及び西浦一丁目（市道西新地久保田線の区域を除く。）の区域
- ② 津市大門の区域
- ③ 松阪市愛宕町四丁目、愛宕町（市道塚本春日線から北側及び東側の区域を除く。）、愛宕町三丁目、愛宕町一丁目（市道乙四号線の南側で市道乙三号線の東側の区域及び市道天神横通り線から南側の区域を除く。）、愛宕町二丁目（市道甲一号線及び県道伊勢松阪線から南側を除く。）、宮町（市道塚本春日線の南側及び西側の区域に限る。）、京町（市道塚本春日線の南側で市道薬師道一号線の東側の区域に限る。）、平生町及び五十鈴町の区域
- ④ 伊勢市一之木二丁目（東海旅客鉄道株式会社参宮線から北側及び県道鳥羽松阪線の区域を除く。）、大世古二丁目（県道鳥羽松阪線の区域を除く。）、曾禰二丁目（東海旅客鉄道株式会社参宮線から北側及び県道鳥羽松阪線の区域を除く。）及び宮町二丁目（東海旅客鉄道株式会社参宮線から北側、県道伊勢松阪線から西側及び県道鳥羽松阪線の区域を除く。）の区域

論 点 2

- 上記4地域で、引き続き風俗営業（接待飲食等営業）の延長営業を認めるべきか。
- 延長営業を認める場合、延長営業時間は何時まで認めるべきか。

ゲームセンターへの年少者の立ち入らせ規制の緩和

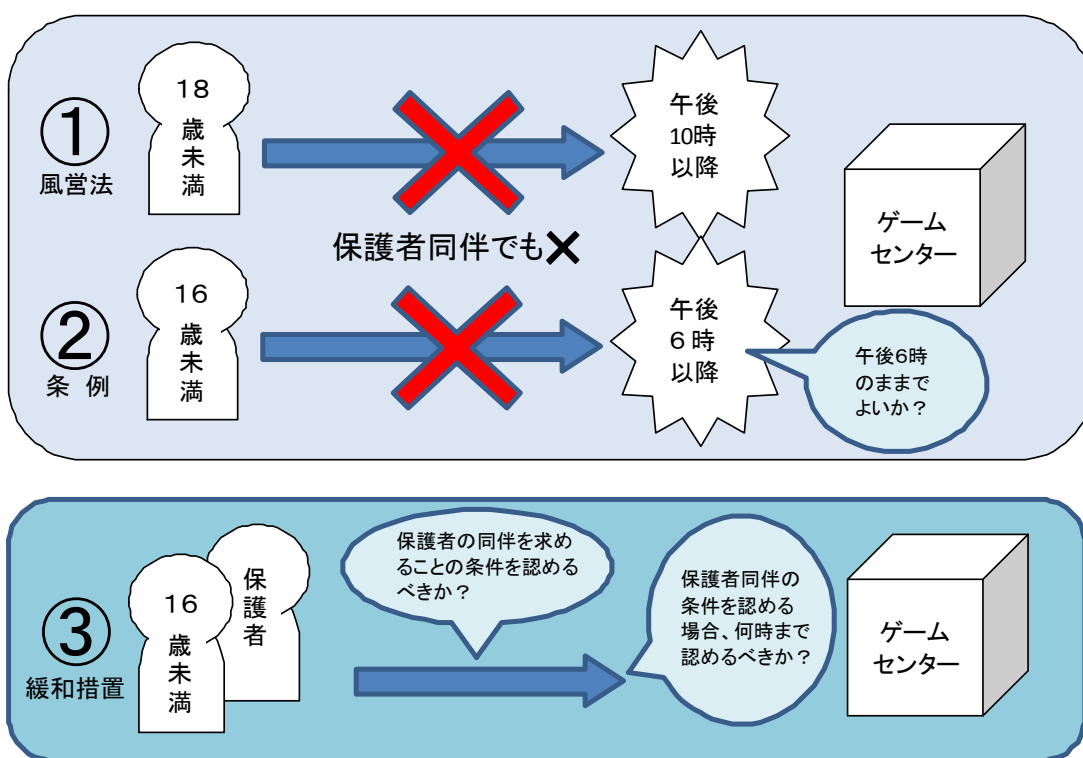
趣 旨

風営法では、ゲームセンター（風営法で規定するものに限る。以下同じ。）に18歳未満の者を午後10時から翌日の日出時（改正風営法では「午前6時」、以下同じ。）までの間に客として立ち入らせることを禁止しています。（下記①参照）

さらに、条例では16歳未満の者を午後6時以降に客として立ち入らせることを禁止しています。（下記②参照）

これら風営法及び条例の規定は、保護者が同伴する場合も同じです。

改正風営法では、新たに保護者同伴の条件を新設することが認められた（下記③参照）ため、現状の時間規制や保護者同伴の条件についての意見を求めます。



論 点 3

- 16歳未満の者を客として立ち入らせることを制限する時間は、午後6時のままでいいか。（上記②参照）
- 16歳未満の者を客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めることの条件を認めるべきか。（上記③参照）
- 保護者の同伴を求めることの条件を認める場合、その条件は何時まで認めるべきか。（上記③参照）